

## 9.7 その他の水環境に係る環境要素

### 9.7.1 調査結果の概要

#### (1) 調査結果

##### ① 湧水の状況

湧水の現地調査結果は、表 9.7-1 に示すとおりです。調査地点は図 9.7-1 に示すとおりです。なお、湧水 2、湧水 4 の地点においては、掘り込み池の状態となっており、河川への流出が認められなかったため、湧水の流れは観測できませんでした。

表 9.7-1 湧水の現地調査結果

時期	調査項目	単位	湧水 1	湧水 3	湧水 5
豊水期	気温	℃	32.0	32.0	31.0
	水温	℃	20.5	20.5	20.0
	外観	—	淡黄色透明	淡黄色透明	淡黄色透明
	透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上
	濁度	度	3.36	1.40	3.18
	臭気	—	無臭	無臭	無臭
	電気伝導率(EC)	mS/m	32.9	15.0	25.2
	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0000 <sup>*</sup>	0.0013	0.0003
渇水期	気温	℃	13.4	13.6	12.8
	水温	℃	14.0	13.7	13.2
	外観	—	無色透明	無色透明	無色透明
	透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上
	濁度	度	10.2	8.40	5.69
	臭気	—	無臭	無臭	無臭
	電気伝導率(EC)	mS/m	28.2	24.1	21.2
	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0002	0.0008	0.0018

※：湧水 1 の豊水期においては、湧水の流れがみられませんでした。

##### ② 河川の形態及び流量の状況

河川流量の現地調査結果は、表 9.7-2 に示すとおりです。なお、調査地点は前掲図 8.2-4 (P.8-45) の「水質」の凡例に示すとおりです。

表 9.7-2 河川流量の現地調査結果

単位：m<sup>3</sup>/s

時期 \ 地点	水質 1 大門川 上流	水質 2 大門川 下流	水質 3 相沢川 上流	水質 4 相沢川 下流	水質 5 堀谷戸川	水質 6 和泉川
豊水期	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027
渇水期	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023
降雨時 1	0.2233	0.3329	0.0499	0.1813	0.0304	0.0110
降雨時 2	3.0371	2.4686	0.4459	0.0851	0.4153	0.0608

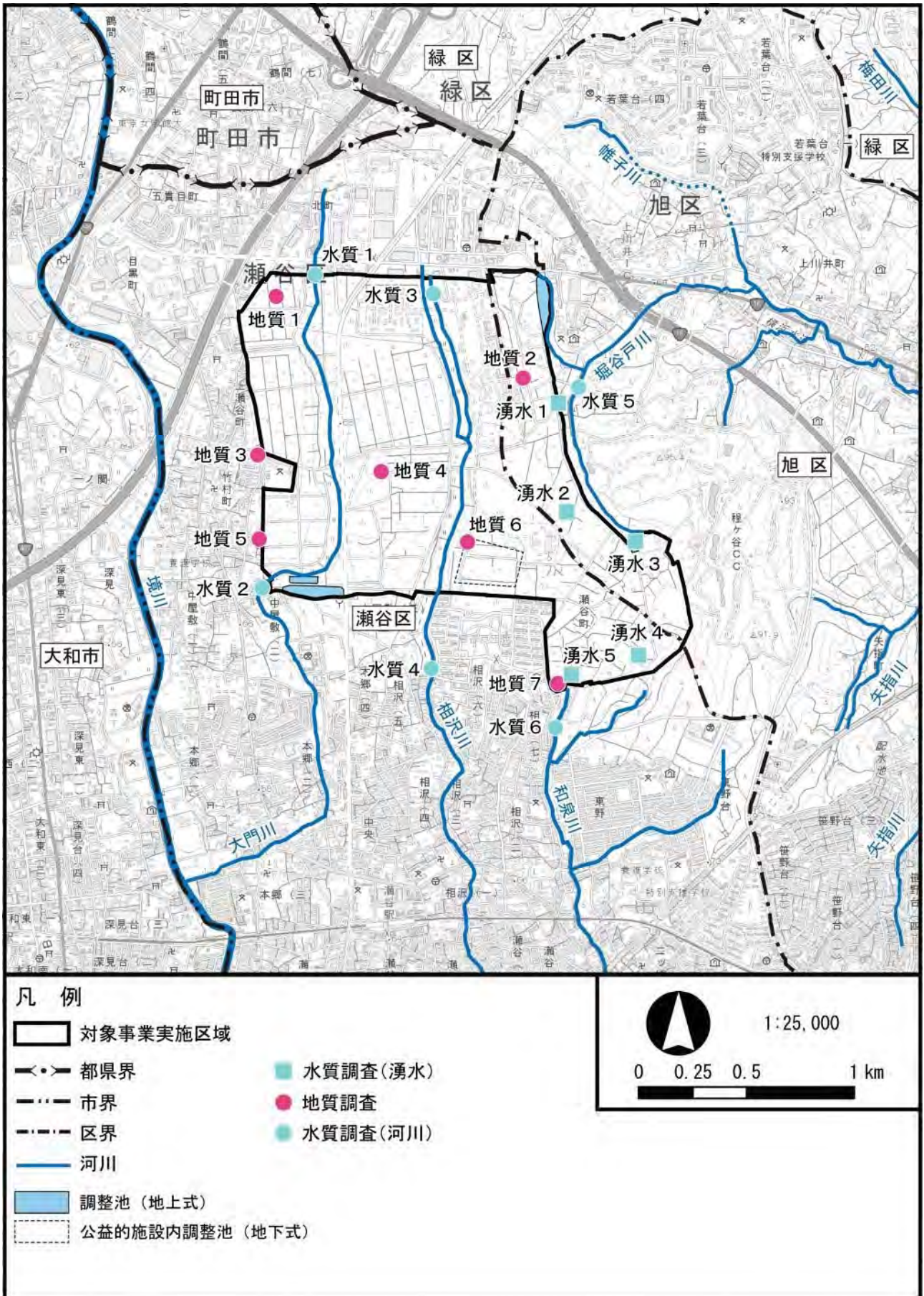


図 9.7-1 湧水、河川流量等調査地点

## 9.7.2 予測及び評価の結果

### 9.7.2-1 湧水の流量

#### (1) 予測

##### ① 予測結果

湧水の確認位置と切土、盛土の関係を図 9.7-2 に示します。

湧水 3 及び湧水 5 が確認されている対象事業実施区域内南東部の区域においては、帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水 5 の地点付近には調整池 4 が設置されること等を踏まえると、造成により、湧水の環境には影響があると予測されます。湧水 1 の地点は、対象事業実施区域に接する小水路の脇の地点であり、区域内道路 1（前掲図 2.3-8（P.2-13））の盛土部に近接しているため、湧水源の直接改変の回避を図るなど、施工に十分配慮することにより影響の低減を図ることができると考えられます。ただし、掘削工事等により予期せぬ廃棄物等に遭遇し、その除去に係る対策を講じる場合など、帯水層に及ぶ工事の実施を完全に否定することはできないなどの不確実性があります。

土地又は工作物の存在及び供用時においては、観光・賑わい地区や物流地区を中心に土地の性状の変化がありますが、湧水 3 及び湧水 5 が位置する対象事業実施区域南東部においては、土地利用計画の基本方針によれば、現況の環境に配慮した土地利用がなされ、かつ、都市計画対象事業による地下水の汲み上げは行わないことから、湧水の流量への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水 1 については区域内道路や観光・賑わい地区に隣接しているため、涵養源への影響が考えられます。

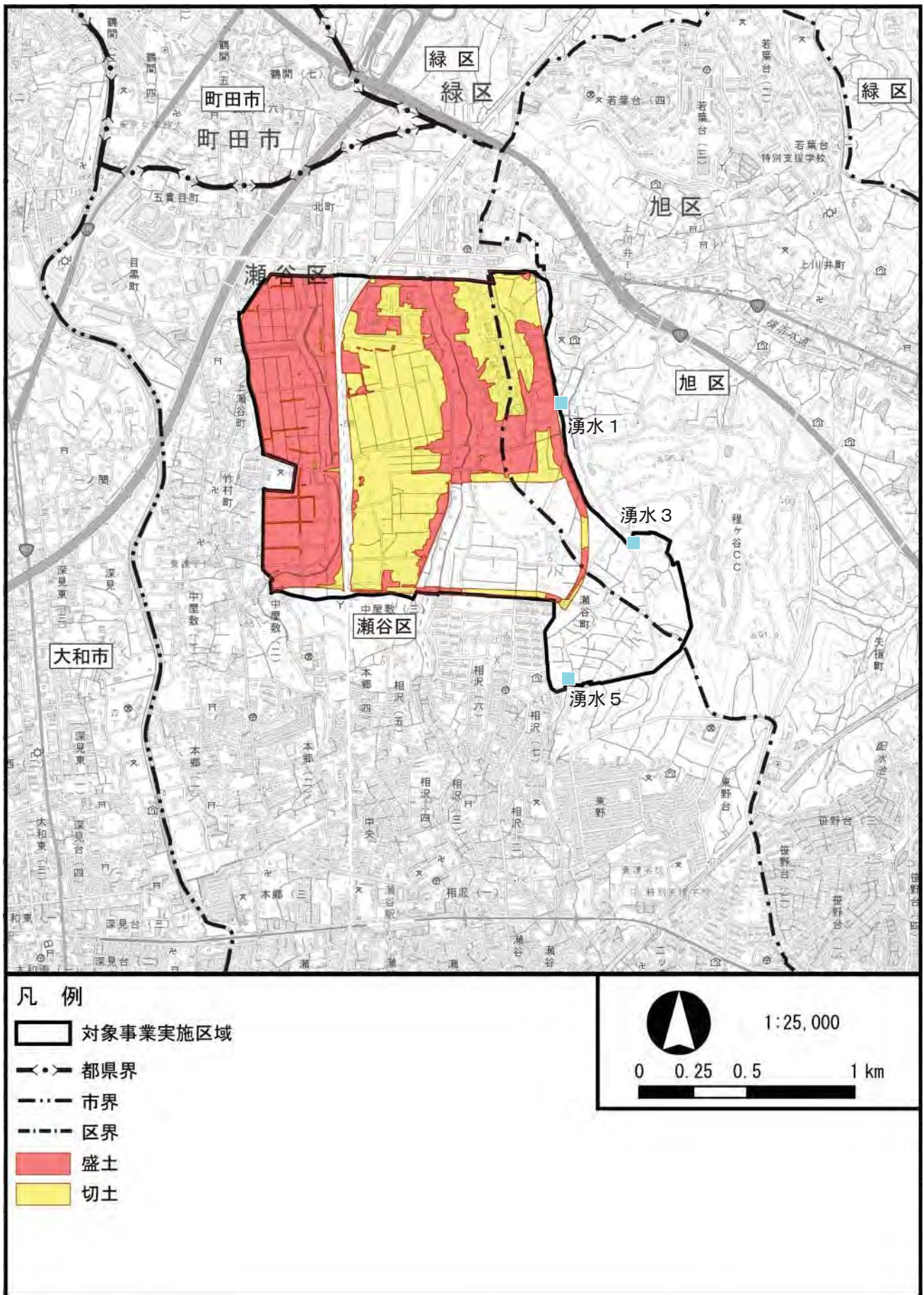


図 9.7-2 湧水の確認位置と切土、盛土の関係

## (2) 環境保全措置の検討

### ① 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

表 9.7-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.7-3 環境保全措置の実施の内容（湧水の流量）

影響要因		影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
工事の実施 土地又は工作物の存在及び供用	実造成工事の敷地の存在（土地の改変）	湧水流量への影響	湧水の涵養	造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保	工事中において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし	
				透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	土地又は工作物の存在及び供用時において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし	
				創湧出水環境の創出	湧水環境の創出	改変が想定される湧水環境を創出することにより、失われる湧水環境の代償が図られます。	代償	事業者	なし	なし
				の湧未水然の防流止量減少	モニタリングによる湧水の流量の監視※	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

※：モニタリングによる湧水の流量の監視は、工事中も実施します。

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業実施区域内の範囲（相沢川や大門川の切り回し時等を含む。）においては、帯水層を遮断するような土地の改変は行わないことを原則としています。また、土地又は工作物の存在及び供用時においては、地下水の汲み上げに係る事業活動は行われず、造成工事による裸地の早期緑化や透水性舗装の採用等の適切な環境保全措置を講じるとともに、湧水環境の創出が図られます。また、予測の不確実性を踏まえて必要な事後調査を実施します。以上のことから、事業者の実行可能な範囲でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

#### (4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測の前提条件とした措置を講じるとともに、評価は、雨水の地中への浸透に係る環境保全措置を踏まえたものですが、予期せぬ地下埋設物（廃棄物等を含む）の存在による工法の見直し等について完全には否定できないことから、予測の不確実性はあると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.7-4 に示すように実施します。

また、湧水の流量への影響については、予測結果に不確実性の程度が大きく、環境保全措置を講じることを踏まえた評価としていることから、後掲表 11-1(1) (P. 11-2) に示すとおりモニタリングを行います。

表 9.7-4 事後調査の項目等（湧水の流量）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水環境	その他の水環境 ― 湧水	造成工事  敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。	湧水の流量（水温、気温、電気伝導率等も併せて調査）	現地調査による確認。

## 9.7.2-2 河川の形態、流量

### (1) 予測

#### ① 予測結果

対象事業実施区域内を流れる相沢川と大門川について造成工事に伴い河川の切り回しを行い、暗渠化する計画です。一方、対象事業実施区域の外側については両河川とも河川改修の予定はなく、堀谷戸川及び和泉川についても都市計画対象事業による河川改修はありません。

相沢川と大門川については、人為的に流れが改変されるため、河川形態への大きな影響があります。しかし、対象事業実施区域外の河川については、河道を変えることはなく、適正な規模の調整池が設置されることにより、大雨時にも著しい流量の増加は見込まれないため、周辺河川の形態は維持され、対象事業実施区域外の河川形態への影響は小さいと予測します。

河川の流量については、造成に伴う地表面の性状変化により流出係数（f）が高くなり、 $f = 0.85^{**}$ になるとして検討しました。その結果、敷地の存在（土地の改変）による最大流出量等については表9.7-5に示すとおりです。

これによると調整池からの放流により、河川流量への影響はありますが、計画諸元によれば、調整池の放流量は各放流先河川の許容放流量以下となっています。

※：「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引き」（令和2年6月改訂版、横浜市）により、「開発後流出係数については  $f = 0.85$  とする。」と規定されています。

表 9.7-5 調整池の計画諸元と流出量の予測結果

調整池名	流域	集水面積	貯留容量	最大流出量	許容放流量	流出量判定 (○最大流出量が 許容放流量以下)
		(ha)	( $m^3$ )	( $m^3/s$ )	( $m^3/s$ )	
調整池 1	堀谷戸川	36.61	26,400	2.526	2.526	○
調整池 2	堀谷戸川	7.91	5,700	0.544	0.546	○
調整池 3	相沢川	81.81	58,900	2.766	2.769	○
調整池 4	和泉川	21.18	15,200	0.422	0.424	○
調整池 5	大門川	57.00	41,000	1.140	1.140	○
調整池 6	大門川	33.73	24,300	0.673	0.675	○

## (2) 環境保全措置の検討

表 9.7-6 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.7-6 環境保全措置の実施の内容（河川の形態、流量）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
及び地供又は工作物の存在	敷地の存在（土地の改変）	河川の形態、流量への影響	影河響川低流量への	透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	雨水の地中浸透量を確保できます。	低減	事業者	なし	なし
			の河川流量	モニタリングによる河川流量の監視	環境保全措置の効果を定量的に把握でき、水害の防止に備えることができます。	低減	事業者	なし	なし

## (3) 評価

### ① 評価結果

#### ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業の実施による河川の形態、流量への影響を低減するために、必要な環境保全措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

## (4) 事後調査

本予測項目では、対象事業実施区域の周辺においては河川の形態に影響が及ばないことを踏まえて予測しており不確実性はありますが、河川流量については、環境保全措置の実施を前提に評価していることから、その効果の程度を定量的に把握する必要があると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.7-7 に示すように実施します。

また、河川の流量への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があるため、後掲表 11-1(1) (P. 11-2) に示すとおりモニタリングを行います。



表 9.7-7 事後調査の項目等（河川の形態、流量）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水環境	その他の水環境 ―河川の形態・流量	敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため。	河川の流量	水質の事後調査に合わせて現地調査により確認。